

五 納税猶予分の贈与税額 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう。

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等の価額（当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（イにおいて「認定贈与承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。イにおいて同じ。）を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）を適用して計算した金額

ロ 前項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合 当該特例受贈非上場株式等の価額を前項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課

税価格とみなして、同法第二十一条の十二及び第二十一条の十三の規定を適用して計算した金額

第七十条の七第二項第七号イ中「第四項第二号及び第十項」を「次項第二号、第九項及び第三十項第二号イ」に改め、同号ロ中「第五項又は第六項」を「第四項又は第五項」に、「第四項から第六項まで、第十二項、第十三項又は第十五項」を「次項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第三項を削り、同条第三十三項を同条第三十七項とし、同条第三十二項を同条第三十六項とし、同条第三十一項中「次条第三十一項及び第三十二項並びに第七十条の七の四第十六項及び第十七項」を「次条第四十項及び第四十一項並びに第七十条の七の四第二十項及び第二十一項」に、「第四項から第六項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四項第二号中「第二項第六号」を「前項第六号」に改め、同項第三号中「第十六項第三号」を「第十五項第三号」に改め、同項第七号中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項の表の第二号中「第十七項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第十二項、第十三項又は第十五項」を「第十一項、第十二項又は第十四項」に改め、同項の表の第一号中「第四項第六号」を「第三項第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同

条第八項中「又は第十六項」を「又は第十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項から第六項まで、第十二項、第十三項又は第十五項」を「第三項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項」に、「第十二項及び第二十七項」を「第十一項及び第二十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第十四項第五号」を「第十三項第五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第二号中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項第二号中「第七項本文」を「第六項本文」に改め、同項第三号中「第七項ただし書」を「第六項ただし書」に改め、同項第四号中「第十八項」を「第十七項」に、「第十七項」を「第十六項」に改め、同項第六号中「第四項から第六項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第八号中「第十七項」を「第十六項」に、「第十八項」を「第十七項」に改め、同項第十号中「第四項（一）を「第三項（一）に、「第四項第二号」を「第三項第二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第四項」を「第三項」に、「第五項、第六項」を「第四項、第五項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者がその有する特例受贈非上場株式等（相続税法第二十条の九第三項（第七十条の二の六第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）の全部又は一部について第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る贈与者の相続が開始したときにおける当該贈与をした当該特例受贈非上場株式等については、同法第二十条の十四から第二十一条の十六までの規定は、適用しない。

十 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与（相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る贈与に限る。以下この号において「第二贈与」という。）であり、かつ、当該特例受贈非上場株式等が第二贈与者（当該第二贈与をした者をいう。以下この号において同じ。）が第一贈与者（第二贈与前に第二贈与者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。）からの贈与により取得をしたものである場合には、当該第二贈与者が死亡したときにおける当該経営承継受贈者が当該第二贈与により取得をした当該特例受贈非上場株式等については、同法第二

十一條の十四から第二十一條の十六までの規定は、適用しない。

第七十條の七第十四項を同條第十三項とし、同條第十五項を同條第十四項とし、同條第十六項中「第十項」を「第十一項」に、「第十三項」を「第十二項」に、「第四項各号」を「第三項各号」に、「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第十七項中「第十二項」を「第十一項」に、「第十三項又は第十五項」を「第十二項又は第十四項」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第一号中「場合を含む」の下に「。第三十二項第一号口において同じ」を加え、「第二十二項及び第二十四項」を「第二十一項及び第二十三項」に改め、「」を含む」の下に「。同号口において同じ」を加え、同項第二号イ中「第二十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同條第十六項とし、同條第十八項を同條第十七項とし、同條第十九項中「第十七項」を「第十六項」に、「第二十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同條第十八項とし、同條第二十項中「第十七項第一号」を「第十六項第一号」に、「第二十八項」を「第二十七項」に、「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同條第十九項とし、同條第二十一項中「第十七項及び第十八項」を「第十六項及び第十七項」に改め、同項を同條第二十項とし、同條第二十二項中「第二十四項」を「第二十三項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に、「第六

項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十三項又は第十五項」を「第十二項又は第十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第十項」を「第九項」に、「第十六項」を「第十五項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項の表の第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同表の第二号中「第五項」を「第四項」に改め、同表の第三号中「第六項」を「第五項」に改め、同表の第四号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同表の第五号中「第十三項又は第十五項」を「第十二項又は第十四項」に改め、同表の第六号中「第十七項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同表の第七号中「第十七項第二号」を「第十六項第二号」に改め、同表の第八号中「第十七項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同表の第九号中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同項の次に次の五項を加える。

30 第一項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が次の各号に掲げる場合に該当することとな

つた場合における当該認定贈与承継会社に係る同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に対する第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定贈与承継会社の事業の用に供する資産が災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この号及び次号、次条第三十一項第一号及び第二号並びに第三十五項第一号及び第二号並びに第七十条の七の四第十八項第一号及び第二号において同じ。）によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この項及び第三十二項において同じ。）内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間（経営贈与承継期間の末日の翌日から当該災害が発生した日の直前の経営贈与報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間（最初の経営贈与報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあつては、当該経営贈与報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間）をいう。以下第四号までにおいて同じ。）内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定贈与承継会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。）が災害によつて被害を受けたことにより当該認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 次定めるところによる。

イ 各第一種贈与基準日におけるその事業所（イにおいて「被災事業所」という。）の常時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内にある第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつたことにより当該認定贈与承継会社が第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該認定贈与承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、各第一種贈与基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内にある第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限る。）であつても、当該認定贈与承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することにより当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営贈与承継期間の末日においては、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

四 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲

ける場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営贈与承継期間の末日（経営贈与承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同表の第一号の上欄（同項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、経営贈与報告基準日（当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの期間（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める期間））においては、これらの場合に該当しないものとみなす。

イ 当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合 第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ 経営贈与報告基準日が贈与特定期間内にある場合 経営贈与承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営贈与承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上

金額に係る事業年度（当該売上金額が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当する前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

31 前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者（前項第一号若しくは第二号の災害又は同項第三号の中小企業信用保険法第二条第五項第一号若しくは第二号の事由若しくは前項第四号の同条第五項第三号若しくは第四号の事由（以下この項において「災害等」という。）の発生前に第一項の規定の適用に係る贈与により同項の非上場株式等の取得をしていた者に限る。次項において同じ。）が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨を記載した届出書を当該災害等の発生した日から十月を経過する日までに納税地の所轄税務署長に提出した場合（当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

32 経営承継受贈者が有する特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が第三十項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社が経営贈与承継

期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社は、それぞれ第十六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、この条の規定を適用する。

一 当該経営承継受贈者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をしたとき（次のイ又はロのいずれかに該当するときに限るものとし、当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつたとき（当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の關係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がないと
きに限る。）を除く。）。

イ その譲渡等が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の關係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して行うものであるとき。

ロ その譲渡等が、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合において、当該再生計画又は当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行うものであるとき。

二 当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたとき。

33 前項の規定の適用がある場合における第十六項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは、「内に」とする。

34 第三十一項及び前項に定めるもののほか、第三十項及び第三十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七の二第二項第一号イ中「ホ及び次項第二号」を「以下この条」に改め、同項第七号イ中「及び第十項」を「第十項及び第三十一項第二号イ」に改め、同条第八項中「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第十七項第一号中「場合を含む」の下に「第三十三項第一号ロにおいて同じ」を、「」を含む」の下に「。同号ロにおいて同じ」を加え、同条第三十三項を同条第四十二項とし、同条第三十二項を同条第四十一項とし、同条第三十一項を同条第四十項とし、同条第三十項の次に次の九項を加える。

31 第一項の特例非上場株式等に係る認定承継会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合

における当該認定承継会社に係る同項の規定の適用を受ける経営承継相続人等に対する第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 当該認定承継会社の事業の用に供する資産が災害によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定承継会社が、経営承継期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この項及び第三十三項において同じ。）内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間（経営承継期間の末日の翌日から当該災害が発生した日の直前の経営報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間（最初の経営報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあつては、当該経営報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間）をいう。以下第四号までにおいて同じ。）内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。
- 二 当該認定承継会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。）が災害によつて被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除

く。） 次に定めるところによる。

イ 各第一種基準日におけるその事業所（イにおいて「被災事業所」という。）の常時使用従業員の数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内にある第一種基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつたことにより当該認定承継会社が第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、各第一種基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内にある第一種基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限り。）であつても、当該認定承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定承継会社が、経営承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 中小企業信用保険法第二条第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することにより当該認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該認定承継会社が、経営承継期間内に第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営承継期間の末日においては、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

四 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該認定承継会社が、経営承継期間内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営承継期間の末日（経営承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に同表の第一号の上欄（同項第九号に係る部分に限る。）に掲げる

場合に該当することとなつた場合にあつては、経営報告基準日（当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの期間（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める期間））においては、これらの場合に該当しないものとみなす。

イ 当該基準日が最初の経営報告基準日である場合 第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ 経営報告基準日が特定期間内にある場合 経営承継期間の末日から一年を経過することの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当する前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

32 前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等（前項第一号若しくは第二号の災害又

は同項第三号の中小企業信用保険法第二条第五項第一号若しくは第二号の事由若しくは前項第四号の同条第五項第三号若しくは第四号の事由（第三十五項及び第三十七項並びに第七十条の七の四第十八項において「災害等」という。）の発生した日から一年を経過する日の前日までに第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の非上場株式等の取得をしていた者に限る。次項において同じ。）が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨を記載した届出書を政令で定める期限までに納税地の所轄税務署長に提出した場合（当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

33 経営承継相続人等が有する特例非上場株式等に係る認定承継会社が第三十一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社が経営承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社は、それぞれ第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、この条の規定を適用する。

一 当該経営承継相続人等が当該認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をしたとき（次のイ又はロのいずれかに該当するときに限るものとし、当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式

交換完全子会社等となつたとき（当該他の会社が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換等の際して当該他の会社の株式等の交付がないときに限る。）を除く。）。

イ その譲渡等が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して行うものであるとき。

ロ その譲渡等が、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合において、当該再生計画又は当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行うものであるとき。

二 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたとき。

34 前項の規定の適用がある場合における第十七項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは、「内に」とする。

35 災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により会社の非上場株式

等の取得をした個人が第一項の規定の適用を受けようとする場合（当該会社が次に掲げる場合に該当する場合に限る。）における第二項第一号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件（ロに掲げるものを除く。）の全て」とする。

一 当該会社の事業の用に供する資産が災害によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合
 二 当該会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。）が災害によつて被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

三 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

36 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における第九項の規定の適用については、同項中「又は当該」とあるのは、「又は第三十五項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。